

浜松いわた信用金庫 夢おい倶楽部 会員規約

浜松いわた信用金庫 夢おい倶楽部は会員に対して、健康・学ぶ・生活・楽しみなどに関するサービスを提供することを目的とし、事務局は浜松いわた信用金庫個人営業部に設置します。

第1条【名称】

本倶楽部は「浜松いわた信用金庫 夢おい倶楽部」(以下「倶楽部」と称します。

第2条【会員・会費】

1. 会員は、当金庫営業エリア内に在住もしくは勤務している満18歳以上の方で、倶楽部の主旨に賛同していただき、メールアドレスを登録いただける当金庫に取引を有する個人の方とします。
2. 反社会的勢力に該当する方は会員になれません。
3. 入会金及び年会費は無料です。

第3条【会員種別】

1. 会員には本会員と家族会員があります。
2. 家族会員は、本会員と同居する方で年齢制限はありません。
3. 家族会員となる場合は登録が必要です。なお、家族会員は当金庫に取引を有することが要件となります。

第4条【会員番号】

会員には入会時に倶楽部会員番号が付与されます。

第5条【サービス】

1. 倶楽部は、会員に対して、健康・学ぶ・生活・楽しみなどに関するサービスを提供することを目的としています。
2. 会員は、倶楽部が提供するサービスを受ける場合、倶楽部所定の方法により利用するものとします。
3. サービス等は予告なく変更する場合があります。

第6条【情報提供・保存及びその保護】

1. 会員は、倶楽部に対して、倶楽部のサービス提供に必要な範囲内で情報提供を行い、倶楽部が当該情報を保有することを承認します。

2. 会員は、倶楽部が第 1 項により知り得た情報を浜松いわた信用金庫に対し提供し利用されることを承知します。
3. 倶楽部は、第 1 項により知り得た会員情報について会員のプライバシー保護に充分注意を払うものとします。

第 7 条【本会員資格の喪失】

本会員は以下の場合に会員資格を喪失します。

1. 浜松いわた信用金庫が倶楽部の本会員にふさわしくないと判断した場合。
2. 反社会的勢力であることが判明した場合。
3. 本会員が死亡した場合。
4. 本会員が前項の事由により会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を喪失します。

第 8 条【退会】

1. 倶楽部を退会する場合は、所定の退会届を提出することとします。
2. 本会員が退会した場合は、家族会員も退会となります。

第 9 条【会員規約の変更】

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力の発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第 10 条【届出事項の変更】

会員が届出た氏名・住所・電話番号・勤務先等に変更があった場合は、会員は速やかに倶楽部事務局へ通知するものとします。

浜松いわた信用金庫ソリューション支援部「浜松いわた信用金庫 夢おい倶楽部事務局」

TEL:053-450-3310(平日 9:00～17:00)

以上

2021 年 6 月 1 日現在